

尾張旭市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和5年6月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

令和3年度及び令和4年度のシンコースポーツ中部株式会社（新池交流館ふらつと指定管理者）に対する指定管理料に係る出納その他の事務及び当該団体に関する市の事務

3 監査の期間

令和5年4月25日から令和5年5月29日まで

4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部不適切なものが次のおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの 暮らし政策課）

- (1) 施設利用料金減免相当分の年度末精算分について、指定管理者から提出された業務報告書への記載が漏れていた。適切な事務を行うよう指定管理者に対し指導されたい。
- (2) 新池交流館の管理運営に関する基本協定書に添付の業務仕様書において、年間の運営は、年度毎の予算科目の予算額以内で執行し、流用する場合は市と協議することになっているが、予算額以上に支出した科目について、予算流用の協議がされておらず、このことについては、令和元年度においても同様の指摘をしている。適切な事務手続を行うよう指定管理者に対し指導を徹底されたい。